

## 継続割引の継続年数に係る特例の運用基準

- 運用開始日：平成30年4月1日  
(後述の理由書の提出は、平成31年度搬入分に係るものからです。  
平成30年4月14日までに提出しなければならないものではありません。)

- 排出事業所の最終処分量（弊処分場以外への搬入量を含む）の減少に伴い、  
弊処分場への搬入が規定量未満となることが、  
理由書によりデータ等で具体的に示された場合  
→「やむを得ない事情」により継続とみなす

＜やむを得ないとみなされる具体的な事情＞

- ・活動量（工場における生産量、廃棄物中間処理施設における処理量等）の減少に伴う最終処分量の減少
- ・施設の休廃止、改修に伴う最終処分量の減少
- ・リサイクル率の向上による、最終処分量の減少
- ・事故、災害に伴う最終処分量の減少

- 規定量の計算…原則、前年度の搬入実績量を用いる（やむを得ない事情でも同様）  
ただし、やむを得ない事情が次年度に終了した場合  
→規定量の計算には前々年度の搬入量（規定量以上の搬入あり）を用いる

- ※ やむを得ない事情により継続年数に係る特例を受けたい場合  
→搬入事業者は次年度の4月14日<sup>(注)</sup>までに理由書を提出（様式：別紙1）  
（注）同日が弊財団の休業日の場合、4月14日以降で最も早い営業日  
→弊財団は上述の運用基準により理由を審査し速やかに認否を通知（様式：別紙2）

- ※ 割引が重複する場合の割引適用方法  
基分量超過割引を、他の割引（継続割引、鉦さい割引）に優先して適用する。  
このため、基分量を超える搬入分は、全量を基分量超過割引の対象とする。

(参考) 継続年数の考え方

(例 1) やむを得ない事情があると認められる場合

年度	X 年度	X+1 年度	X+2 年度	X+3 年度
搬入量	規定量以上	規定量以上	規定量未満 <sup>※注</sup>	規定量以上
継続年数	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目
割引率	30%	30%	30%	30%

※注 搬入量が 0t の場合には契約は一旦解除となるが、再度契約を締結した場合、継続とみなす。

(例 2) やむを得ない事情があると認められない場合

年度	X 年度	X+1 年度	X+2 年度	X+3 年度
搬入量	規定量以上	規定量以上	規定量未満 <sup>※注</sup>	規定量以上
継続年数	5 年目	6 年目	1 年目	2 年目
割引率	30%	30%	0%	15%

※注 搬入量が 0t の場合には契約解除となり継続年数は途切れる。次回の契約・搬入時が 1 年目。

(参考) 継続割引の概要

期間：平成 28 年 4 月～平成 32 年 3 月（予定）

対象：鉍さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物

内容：規定量（前年度搬入実績量の 80%）を超えて搬入された量（超過量）に対し、過去からの継続搬入年数に応じて 15%～30%割引相当の継続割引単価を適用

（※一部制度変更 平成 30 年 4 月～）

変更内容：年度搬入量が前年度搬入実績量の 80%未満の場合は継続年数が途切れる（やむを得ない事情がある場合を除く）

# 理 由 書

平成 年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

平成 年度における〇〇会社△△工場から衣浦3号地廃棄物最終処分場への搬入実績量（鉦さい及び建設発生土を除く。）が、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）の定める継続割引制度の規定量未満となりましたが、その理由は下記のとおりです。

## 記

.....(やむを得ない事情)

以上

※ 搬入量の減少の原因（廃棄物排出量の減少、リサイクル率の向上など）について、具体的な理由及び数値を記載してください。また、搬入量減少が終了する時期の見通しについても、具体的に記入してください。

（例：××の理由により、廃棄物排出量が H30：〇〇トン→H31：△△トンに減少するが、H32には〇〇トン程度に回復見込み など）

## 理 由 書

平成 年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所  
名 称  
代表者名

印

平成 年度における〇〇会社△△工場から衣浦3号地廃棄物最終処分場への搬入実績量（鉱さい及び建設発生土を除く。）が、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（アセック）の定める継続割引制度の規定量未満となりましたが、その理由は下記のとおりです。

## 記

施設の一時改修により、アセックに搬入可能な最終処分量が下表のとおり減少したため、この全量をアセックに搬入しても、規定量未満となる。

なお、平成31年度中に施設改修が終了するため、平成32年度の搬入量は平成30年度と同等程度まで回復する見込みである。

区分	量		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度(見込み)
最終処分量（アセックと受入契約のある品目）	〇〇トン	△△トン	〇〇トン
アセックへの搬入量	〇〇トン	△△トン	〇〇トン

以上

※ 搬入量の減少の原因（廃棄物排出量の減少、リサイクル率の向上など）について、具体的な理由及び数値を記載してください。また、搬入量減少が終了する時期の見通しについても、具体的に記入してください。

（例：〇〇の理由により、廃棄物排出量が H30：△△トン→H31：××トンに減少するが、H32には△△トン程度に回復見込み など）

〇〇愛環セ第 号  
平成 年 月 日

事業者 様

公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 〇 〇 〇 〇

平成 年度における継続割引制度の適用について（通知）

日頃から弊財団の衣浦港3号地廃棄物最終処分場をご利用いただきありがとうございます。

さて、平成 年 月 日付けで貴社から提出のありました、平成 年度における下記事業場からの廃棄物搬入量が規定量未満となった理由書について審査した結果、（やむを得ない事情があると認められますことから、／やむを得ない事情があると認められなかったことから、）平成 年度における規定量等は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

なお、継続して搬入いただくほど、安い割引単価が適用されますので、今後とも、一層の弊処分場のご活用をよろしく願います。

記

排出事業場名称	規定量	継続割引単価
	トン	(認められる場合) ○年目 (認められない場合) 適用なし(1年目)

※規定量は、前年度の搬入実績量を基に算出しています。(前年度実績量×0.8)

※規定量までは通常の処分単価が適用されますが、規定量を超えて搬入された量については、継続割引単価が適用されます。(処分単価、継続割引単価は別添参照。)

※鉦さい及び建設発生土については、継続割引制度の適用対象外になります。

担 当 管理部管理課  
電 話 0569-89-7300  
ファクシミリ 0569-89-7301